

特定小売等役務を指定役務とする商標と商品役務の類否

東京地裁平成30年2月14日判決(平成29年(ワ)第123号)差止請求事件)

知的財産法研究会
弁護士・弁理士 辻村 和彦

第1 事案の概要

1 原告の商標権

原告は、以下の商標権（以下「本件商標権」という。）を有している。

登録番号 第5848068号

登録商標 ジョイファーム（標準文字）

出願日 平成26年11月11日（以下「本件出願日」という。）

出願番号 商願2014-099298

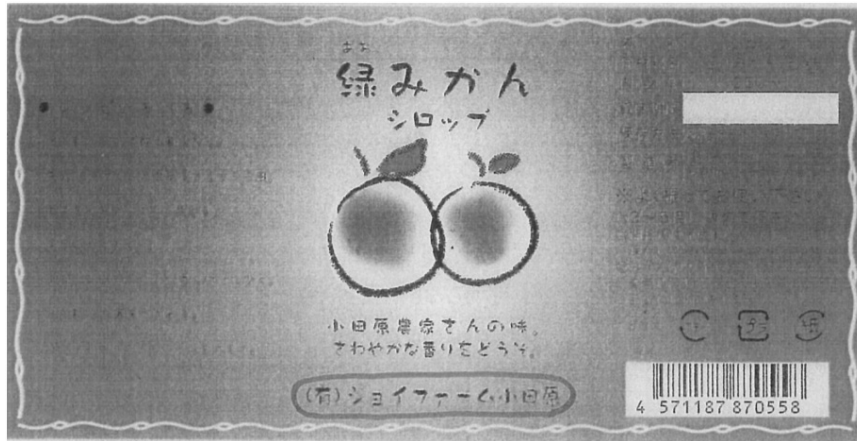
登録日 平成28年5月13日

商品及び役務の区分並びに指定役務

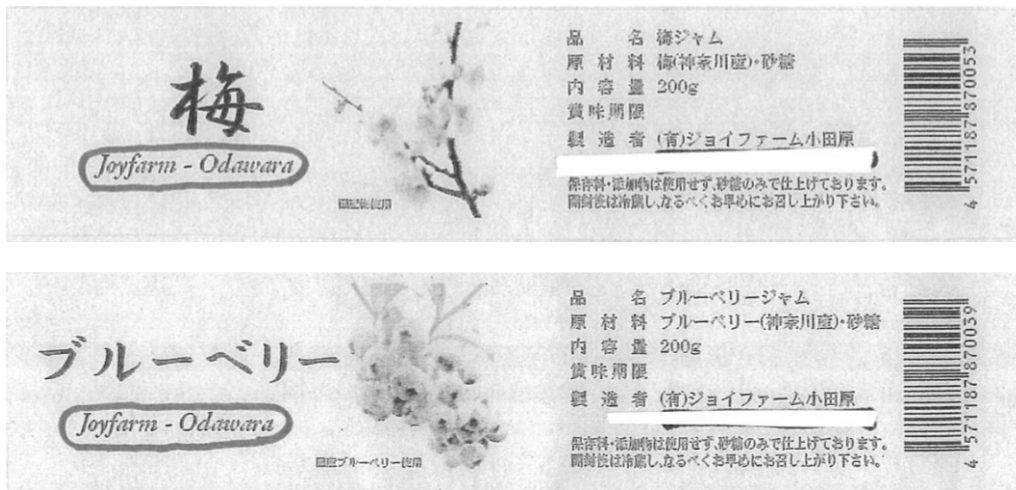
第35類 加工食料品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する
便益の提供（以下「本件指定役務」という。）

2 被告の行為

(1) 被告は、緑みかんシロップ（以下「被告商品1」という。）を販売するにあたって、その容器に貼付されている下記ラベルに、丸囲み部分の標章（有）ジョイファーム小田原、以下「被告標章1」という。）を付している。



(2) 被告は、梅ジャム（以下「被告商品2」という。）及びブルーベリージャム（以下「被告商品3」という。）を販売するにあたって、その容器に貼付されている下記各ラベルに、丸囲み部分の標章（Joyfarm-Odawara、以下「被告標章2」という。）を付している。



(3) 原告は、平成元年頃から、宮城県内の農園で栽培したブルーベリーをブルーベリースソース、ブルーベリージャム等に加工して販売するようになり、宮城県内の生協やデパート等に販売していたほか、食品等の宅配業者であるらでいっしゅばーやに販売していた。また、原告は、インターネットで注文を受け、これらの商品を一般消費者に直接販売することがあった。

(4) 被告は、神奈川県小田原市の農家を中心となって平成5年に設立され、緑みかんシロップ（包装に被告標章1を付したものを含む。）、梅ジャム、ブルーベリージャム等を製造して、首都圏を中心とする生協で構成されるパルシステム、その構成組合である生協、愛知県及び岐阜県の生協で構成される生活協同組合連合会アイチョイス等の団体に販売している。これらの団体は、いずれも、一般消費者からカタログやインターネットで注文を受け、食品等を自宅等に配達して販売する事業を行っている。

(5) また、被告は、インターネット販売を業とするケンコーコムと平成22年10月頃から取引が継続しており、緑みかんシロップ（包装に被告標章1を付したものを含む。）、梅ジャム、ブルーベリージャム等を販売している。なお、同社に対しては、同年6月頃からは包装に被告標章2を付した梅ジャムを、平成25年11月頃からは包装に被告標章2を付したブルーベリージャムをそれぞれ販売している。